

(未定稿)

# インボイス説明資料

令和4年5月

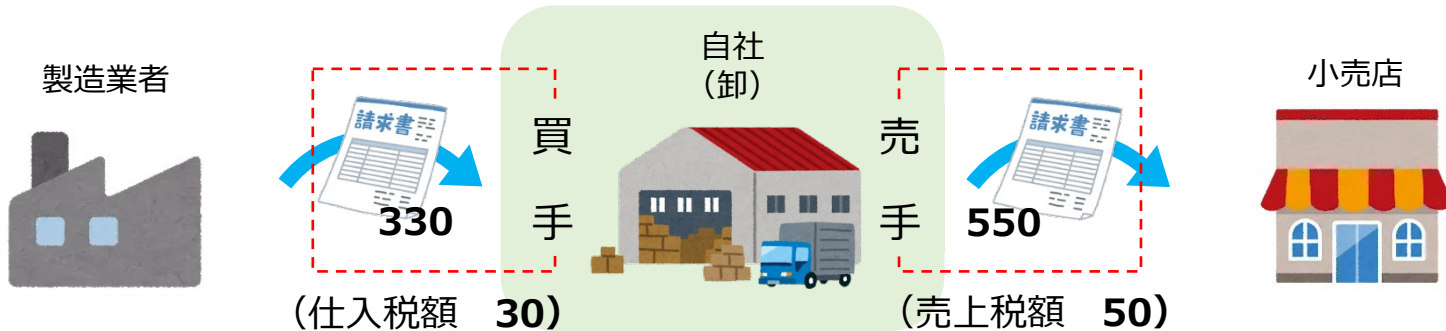
財務省主税局税制第二課

# 消費税の税額計算と仕入税額控除について

## ○消費税の税額計算

$$\text{売上税額} - \text{仕入税額} = \text{納税額}$$

→ 「**仕入税額控除**」



## ○仕入税額控除の要件

### 現行制度

～2019年9月 (請求書等保存方式)	2019年10月～2023年9月 (区分記載請求書等保存方式)	2023年10月～ (インボイス制度)
仕入れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存
請求書等の客観的な証拠書類の保存	一定の記載事項が追加された請求書等(区分記載請求書等)の客観的な証拠書類の保存	適格請求書(インボイス)の保存

# 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

## ○ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

複数税率下において適正な課税を確保する観点から導入される、仕入税額控除制度

★適格請求書（インボイス）⇒ **売り手が、買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段**

### 【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの4年間における  
暫定的な仕入税額控除方式

~2023年9月

#### 【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	：
合 計	43,600円
(10%対象	22,000円)
(8%対象	21,600円)

※は軽減税率対象

#### 【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

### 【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】

2023年10月~

#### 【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△ (T1234...)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	：
合 計	43,600円
10%対象 22,000円 内税	2,000円
8%対象 21,600円 内税	1,600円

※は軽減税率対象

#### 【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項  
が追加されたもの

- ① 登録番号  
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 消費税額

#### （ポイント）

- 交付するインボイスは、これまでの**請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ**（受領者による“追記”は不可）
- **免税事業者は発行不可**（発行するには課税事業者となり税務署長に登録を受ける必要）
- 登録した事業者は、買い手の求めに応じて**インボイス交付義務・写しの保存義務が発生**

#### （ポイント）

- 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら**“追記”が可能**
- **免税事業者でも発行可能**
- 区分記載請求書の**“交付義務”はない**

## 仕入明細書のインボイス対応（イメージ）

- 区分記載請求書等保存方式、適格請求書等保存方式においても、仕入明細書による仕入税額控除が認められる。その場合、以前（請求書等保存方式）同様に課税仕入れの相手方（売り手）の確認を受けたものに限られる点に留意。
- 区分記載請求書等保存方式による追加事項：①軽減対象資産の譲渡等である旨  
②税率ごとに区分して合計した支払対価の額
- 適格請求書等保存方式（インボイス制度）による追加事項  
：上記①② + ③課税仕入れの相手方（売り手）の登録番号 ④適用税率及び消費税額等
- 仕入明細書の記載事項は、1つの書類のみで満たしている必要はなく、相互の関連が明確な複数の書類（例えば納品書と支払通知書など）全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類をインボイスとすることが可能。

以前（請求書等保存方式時）使用されていた支払通知書

軽減税率制度・インボイス制度対応

**支払通知書**  
「4月分」 ○年○月○日

売り手 ●●（株）御中      買い手 (株) △△

※送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計		226,800円		
月	日	取引	伝票番号	支払金額(税抜き)
4	1	仕入	123	2,600
	3	仕入	456	5,900
	4	仕入	789	30,000
			...	
合計	仕入額		税率	消費税額等
	210,000円		8%	16,800円

仕入伝票(納品書)

○年4月1日 伝票No.123

(品名)	(数量)	(税抜金額)
食品	1	2,000
日用品	1	600

課税仕入れの相手方（売り手）の登録番号を記載

課税仕入れの相手方（売り手）の確認を受けたことを示す文言



**支払通知書**  
「4月分」 ○年○月○日

売り手 ●●（株）御中      買い手 (株) △△

T123456...

※送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計		229,000円			
月	日	取引	伝票番号	支払金額(税抜き)	
4	1	仕入	123	8%	2,000
				10%	600
	3	仕入	456	8%	5,900
	4	仕入	789	10%	30,000
			...		
合計	仕入額		消費税額等		
	8%対象		100,000円	8,000円	
	10%対象		110,000円	11,000円	

仕入伝票(納品書)

○年4月1日 伝票No.123

(品名)	(数量)	(税抜金額)
食品※	1	2,000
日用品	1	600

(注)※は軽減税率対象

税率ごとに分けて作成することも可能

# インボイスの端数処理ルールと記載例について

- 現行の区分記載請求書では、消費税額が記載事項になっていないため、端数処理のルールは定められていない。
- 一方、インボイスでは、端数処理のルールが定められており（一のインボイスにつき、税率の異なるごとに1回）、税率ごとに合計した対価の額に税率を乗じて消費税額を求めることになる。
- 以上のことから、明細行ごとの端数処理等を行っている場合には、請求書等に係るシステム改修が必要となる。

## <記載例①（税抜金額を基に消費税額を計算する場合）>

### 【区分記載請求書】

インボイス後は不可

~~請求書~~

○年○月○日

○○(株) 御中

(株)△△

請求金額（税込み） 60,195円

※は軽減税率対象 ○年○月○日取引分

品名	数量	単価	金額(税抜)	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	1,108
ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
花	57	77	4,389	438
肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計			27,060	2,163
10%対象計			28,158	2,814

合算

(注) 売上税額の計算は、総額から割り返して計算するため、上記の消費税額とは一致せず、例えば8%対象は、 $(27,060 + 2,163) \times 8/108 \approx 2,164$  となる。

### 【インボイス】

請求書

○年○月○日

○○(株) 御中

(株)△△

請求金額（税込み） 60,197円 (T123...)

※は軽減税率対象 ○年○月○日取引分

品名	数量	単価	金額(税抜)	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	(注) -
ピーマン ※	197	67	13,199	-
花	57	77	4,389	-
肥料	57	417	23,769	-
8%対象計			27,060	2,164
10%対象計			28,158	2,815

(注) 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えない。ただし、左図のように行ごとに計算した消費税額の合計額とは一致しないことに留意（8%対象：2,163 ⇔ 2,164）。

<記載例②（税込金額を基に消費税額を計算する場合）>

【インボイス】

パターン1：税込単価により税込金額を算出

**請求書**

〇年〇月〇日

〇〇(株) 御中

(株)△△  
請求金額（税込み） 60,195円 (T123…)

※は軽減税率対象 〇年〇月〇日取引分

品名	数量	単価(税込)	金額(税込)	消費税額
トマト ※	83	180.36	14,969	(注) -
ピーマン ※	197	72.36	14,254	-
花	57	84.7	4,827	-
肥料	57	458.7	26,145	-
8%対象税込計（内税）			29,223	端数処理 → (2,164)
10%対象税込計（内税）			30,972	端数処理 → (2,815)

(注) 個々の商品ごとの内消費税額を参考として記載することは、差し支えない。

【インボイス】

パターン2：個々の商品ごとに消費税額を算出し、税抜金額と合計することで税込金額を算出

**請求書**

〇年〇月〇日

〇〇(株) 御中

(株)△△  
請求金額（税込み） 60,195円 (T123…)

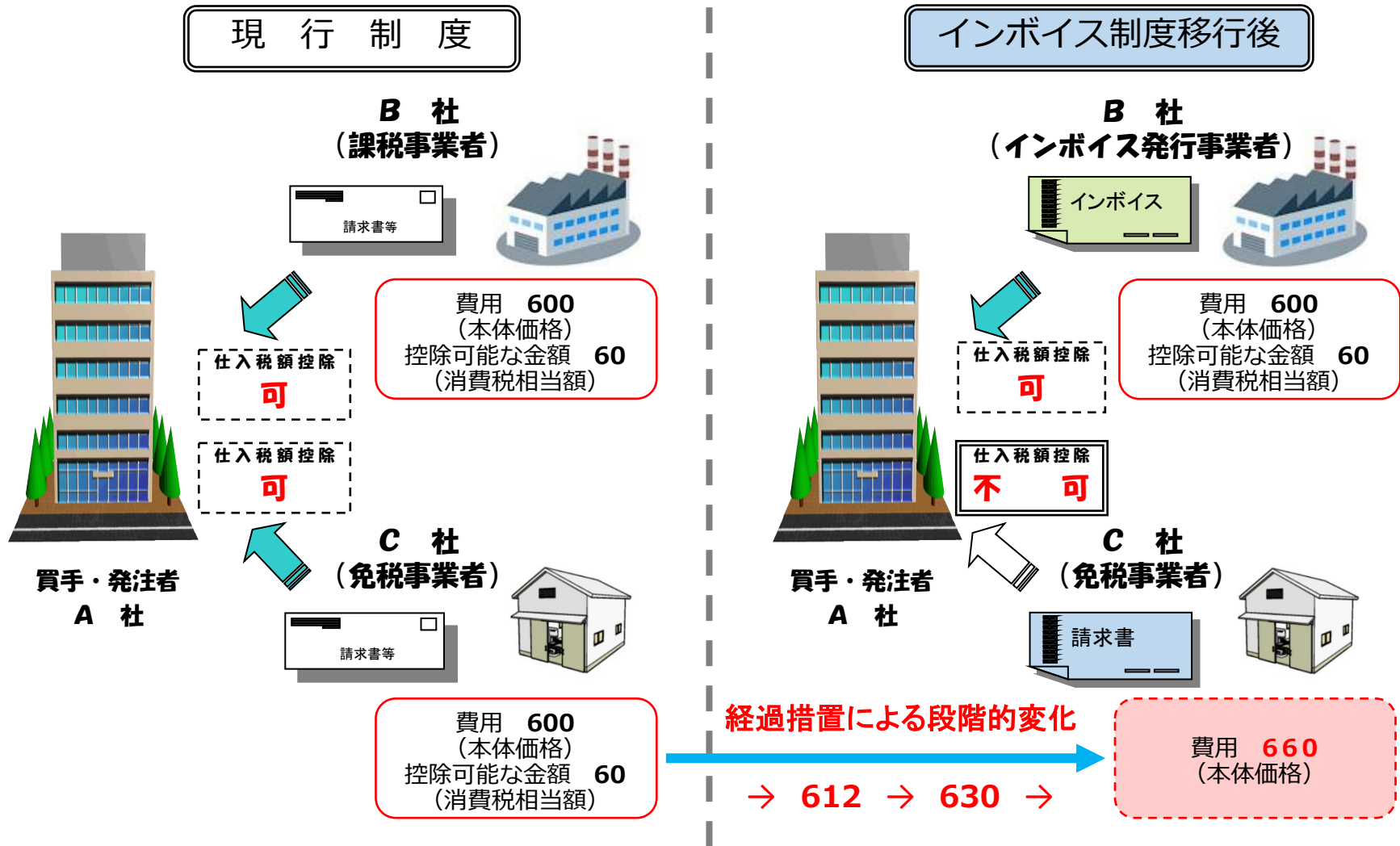
※は軽減税率対象 〇年〇月〇日取引分

品名	数量	単価	金額(税抜)	消費税額	税込金額
トマト ※	83	167	13,861	(注) 1,108	14,969
ピーマン ※	197	67	13,199	1,055	14,254
花	57	77	4,389	438	4,827
肥料	57	417	23,769	2,376	26,145
8%対象税込計（内税）				29,223	端数処理 → (2,164)
10%対象税込計（内税）				30,972	端数処理 → (2,815)

(注) 税込金額を算出するに当たっての個々の商品ごとの消費税額は、値決めに当たっての参考でしかなく、端数処理に関しては事業者の任意。（インボイスの記載事項としての消費税額の端数処理ではない）

# インボイス制度への移行に伴う買手による価格の捉え方

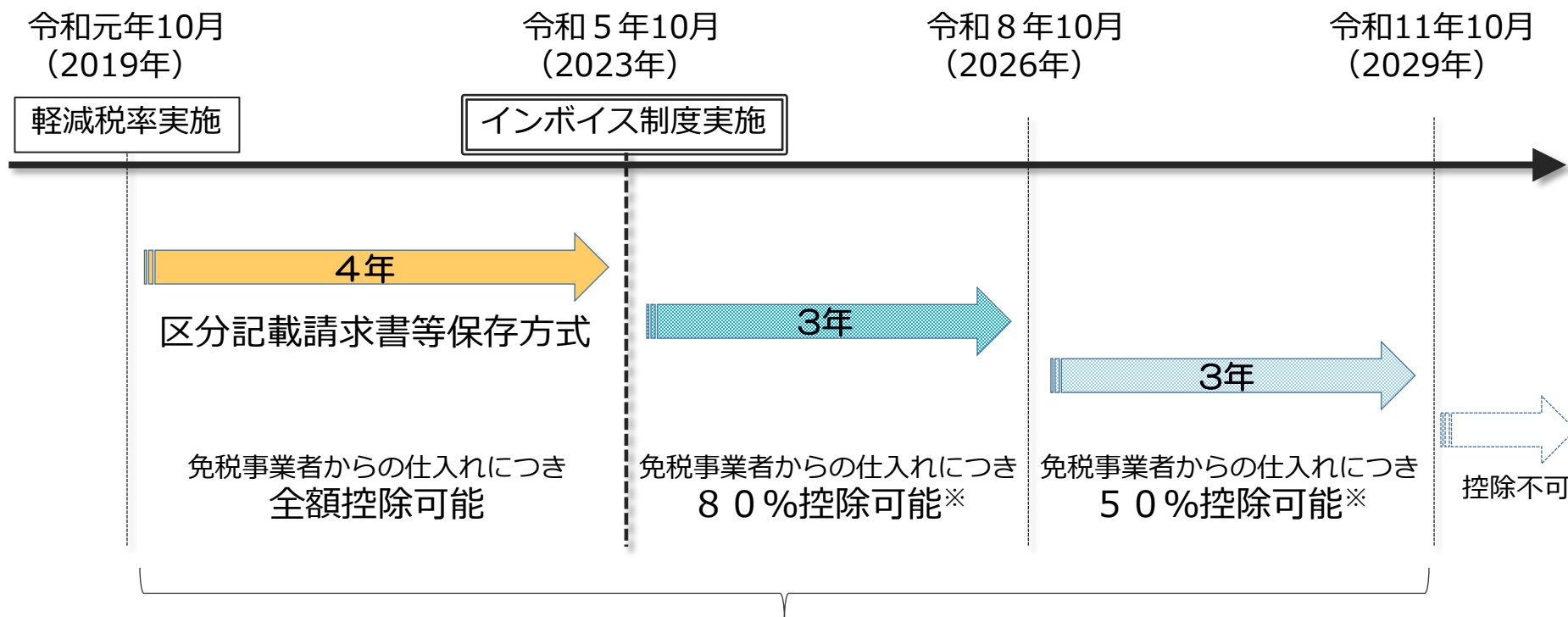
○仮に、総額660の価格で取引を行った場合・・・



(注) ただし、現実の取引において、上記のように免税事業者と「同じモノやサービス」を、「同じ態様」や「同じ価格」などで提供している課税事業者が存在するとは限らない点にも留意が必要。

## インボイス制度への円滑な移行のための経過措置について

- インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。



インボイス制度への円滑な移行のため、10年間の経過措置期間を設けている  
(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

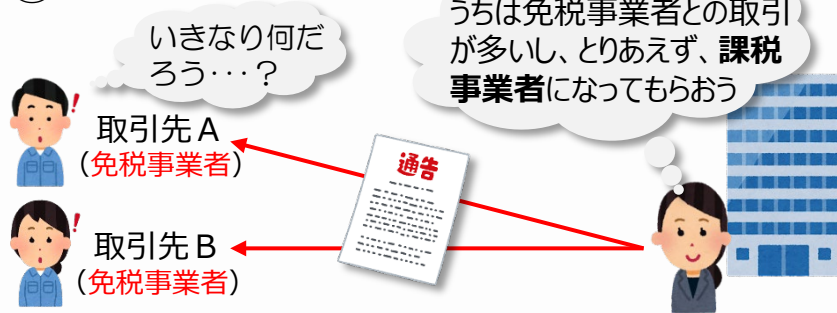
※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要



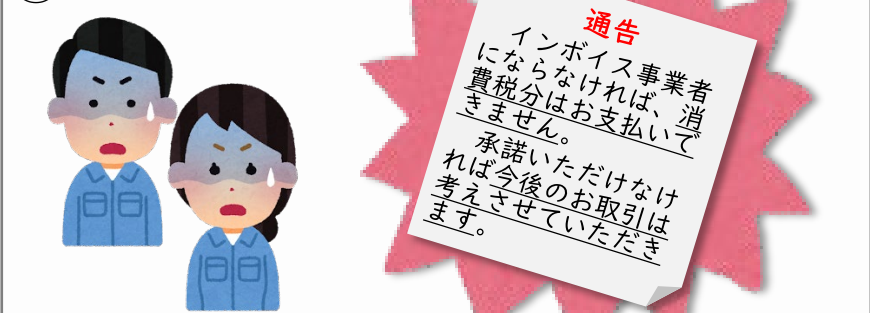
# インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

- 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、**課税転換を求めた**。
- その際、「インボイス事業者にならなければ、**消費税分はお支払いできません**。承諾いただければ**今後のお取引は考えさせていただきます**。」という文言を用いて要請を行った。また、**要請に当たっての価格交渉にも応じなかった**。

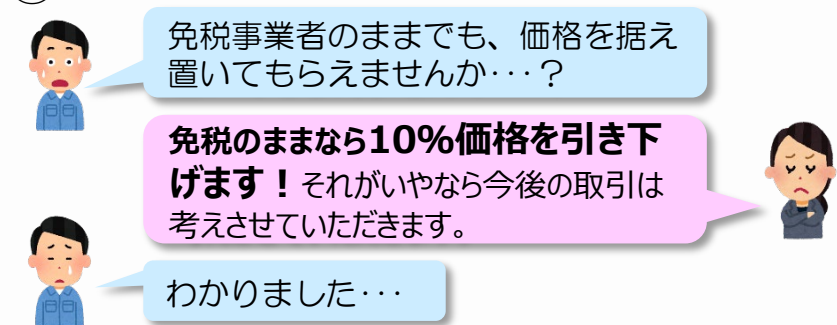
## ① 要請文書発出



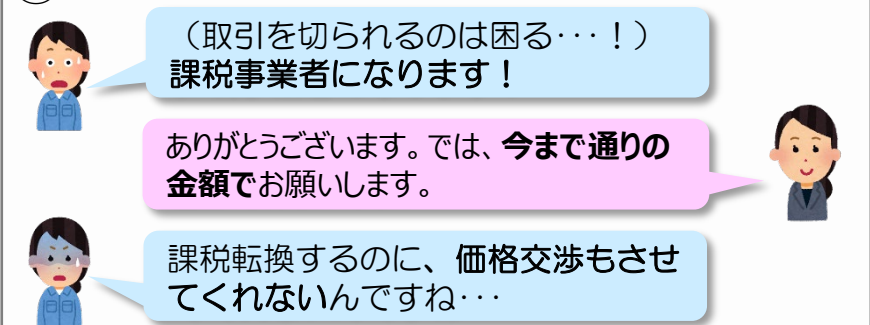
## ② 要請文書には…



## ③ 価格交渉（免税事業者のままのAさんの場合）



## ③' 価格交渉（課税転換するBさんの場合）



## ➤それ、**独占禁止法上問題**となるおそれがあります!



課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、**課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる**、それにも**応じなければ取引を打ち切る**などと**一方的に通告**することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、**課税事業者となるに際し**、価格交渉の場において**明示的な協議なしに価格を据え置く場合**も同様です。

# 適格請求書等保存方式における特例について

- 適格請求書等保存方式においては、原則として帳簿と「適格請求書」などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。また、適格請求書発行事業者（売り手）は、課税事業者の求めに応じて、適格請求書の交付義務が生じる。
- **ただし、事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な一定のものは、適格請求書の交付義務が免除される。**
- また、**適格請求書の交付を受けることが困難な一定の場合**は、（売り手の適格請求書交付義務の有無にかかわらず）**買い手は一定の記載をした帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能**となる。

## ＜売り手の特例＞

### ＜適格請求書の交付義務免除＞

- 卸売市場に委託して行う生鮮食料品等の譲渡
- 農協等における無条件委託・共同計算による農林水産物の譲渡
  
- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス

## ＜買い手の特例＞

### ＜卸売市場、農協等が発行した書類の保存＞

- 卸売市場、農協等から行う一定の農林水産物の仕入れ

### ＜帳簿のみ保存＞

- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による購入
- 郵便切手を対価とする郵便サービス
- 適格請求書発行事業者が発行した入場券等で使用時に回収されるもの
- 古物商や質屋等が仕入れる古物、質物等
- 従業員等に支給する出張旅費等

下3つは、売り手の適格請求書交付義務は免除されないが、買い手は帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能

### ＜＜帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載事項等＞＞

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ④ 対価の額
- ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地<sup>(注)</sup>
- ⑥ 特例の対象となる旨

(注) 国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載不要

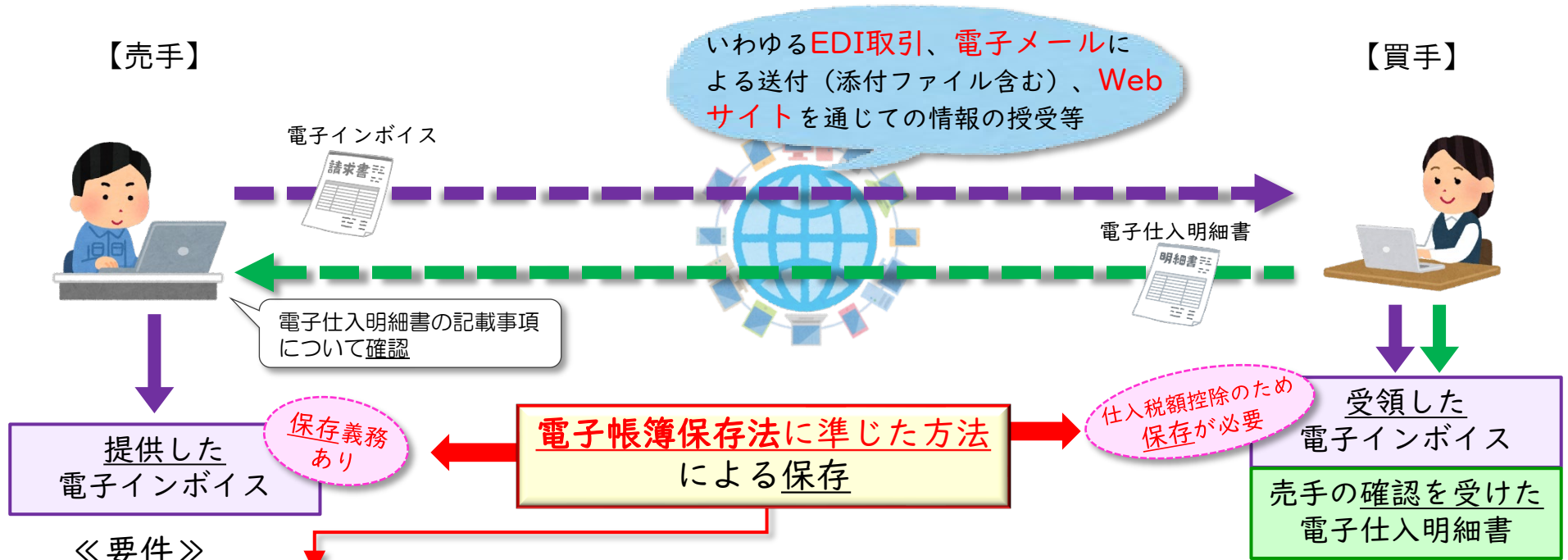
記載例（公共交通機関特例の場合）

総勘定元帳（仕入）						
XX年	月	日	摘要		税区分	借方(円)
4	3		J R ● ●	運賃 公共交通機関	10%	300
4	4		〇〇地下鉄	運賃 公共交通機関	10%	300

※ 公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者になるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要

# 適格請求書等の電磁的記録による提供（電子インボイス）について

- 適格請求書・適格返還請求書といった書類は、その記載事項につき、電磁的記録による提供も可能となっている（いわゆる電子インボイス）。この際、書類と電磁的記録によりこれらの書類の記載事項を満たすことも可能となる。
- 仕入明細書のように買手が作成する書類についても、電磁的記録により作成・提供し、売手の確認を受けたもの（電子仕入明細書）を保存することで、仕入税額控除が可能となる。
- 提供した又は受領した電磁的記録については、**電子帳簿保存法に準じた方法による保存**が必要となる。



## 《要件》

- ① 次のいずれかの措置を行う
    - イ タイムスタンプが付された後にインボイスの授受を行う
    - ロ 授受後に速やかにタイムスタンプを付す
    - ハ データの訂正・削除の記録が残る又は訂正・削除できないクラウドシステム等を使用する
    - ニ 訂正・削除防止に関する事務処理規程を定める
  - ② システム概要書等の備付け
  - ③ 操作説明書の備付け、ディスプレイ及び紙への出力性の確保
  - ④ 検索機能の確保
- (注) 整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面による保存も認められる。

## ○ 登録番号の構成

事業者の新たな事務負担を最小限に抑える観点から、下表のとおりとする。

区 分	番号の構成
法人番号を保有する課税事業者（法人）	T+法人番号（13桁）
法人番号を保有しない課税事業者（個人事業者等）	T+13桁の数字 <sup>(注)</sup>

(注) 13桁の数字には、マイナンバー（個人番号）は用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号とする。

## ○ 申請手続の概要

登録申請書は、令和3年10月1日以降、提出することができる。（e-Taxでも申請可能）

令和5年10月1日に登録を受けようとする事業者は、原則として令和5年3月31日までに申請しなければならない

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録  
申請書

登録・公表  
登録年月日  
はR5.10.1  
とみなす

通知

申請はぜひe-Taxで  
お願いします。



### ＜登録状況の確認方法の概要＞

- 検索機能**  
 国税庁ホームページに構築予定の公表サイトにおいて「登録番号」を基に検索を行うことを可能とする（令和3年10月以降、利用開始）。

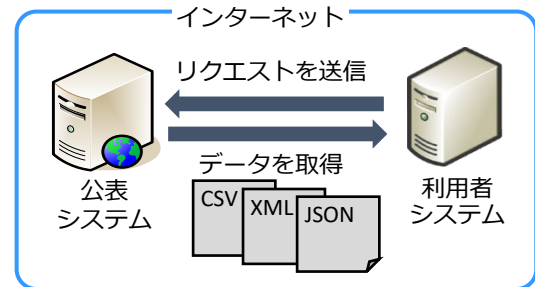
#### ＜確認可能なデータ＞

氏名又は名称（法人の本店又は主たる事務所の所在地）  
登録番号、登録年月日（取消年月日、失効年月日等）

- その他の機能**  
 検索機能のほか、Web-API機能<sup>(※)</sup>、データダウンロード機能についても提供

#### ※ Web-API機能とは？

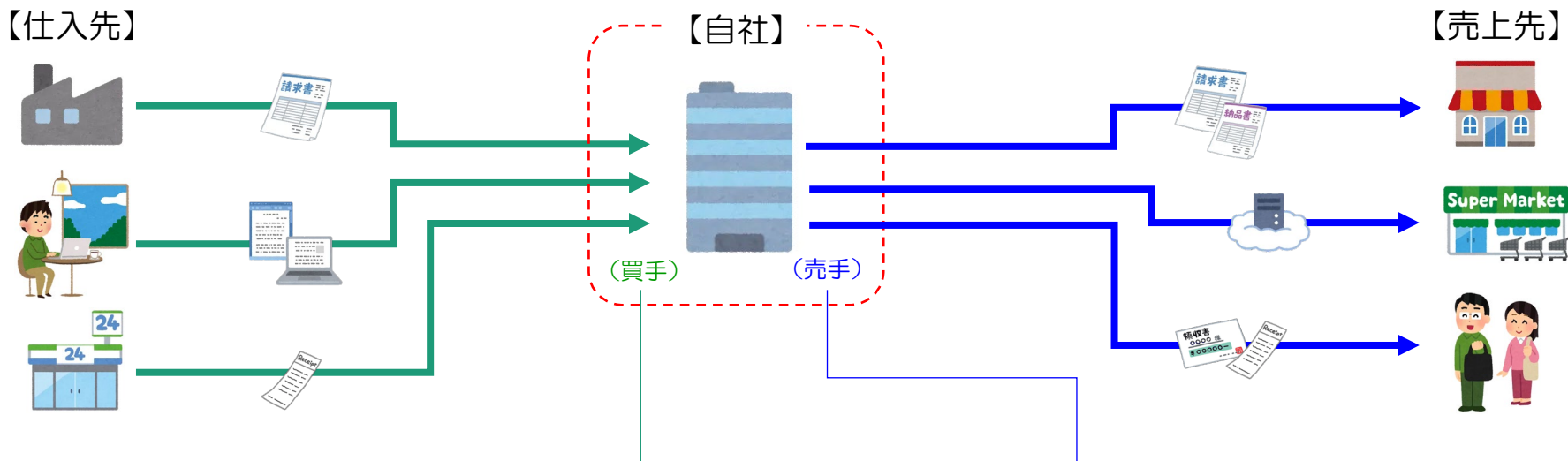
システム間でデータ連携を行うためのインターフェース。利用には、事前にアプリケーションIDの発行届出を必要とする。





# (まとめ) インボイス制度開始に向けた準備・対応のポイント

- 制度内容の大枠を把握して、**売手と買手のそれぞれの観点**で、必要となる対応を整理・検討し、具体化していくことが準備のポイント



## ● 買手としての準備・対応の一例

※ 簡易課税を適用すれば、インボイスの保存がなくとも仕入税額控除可能

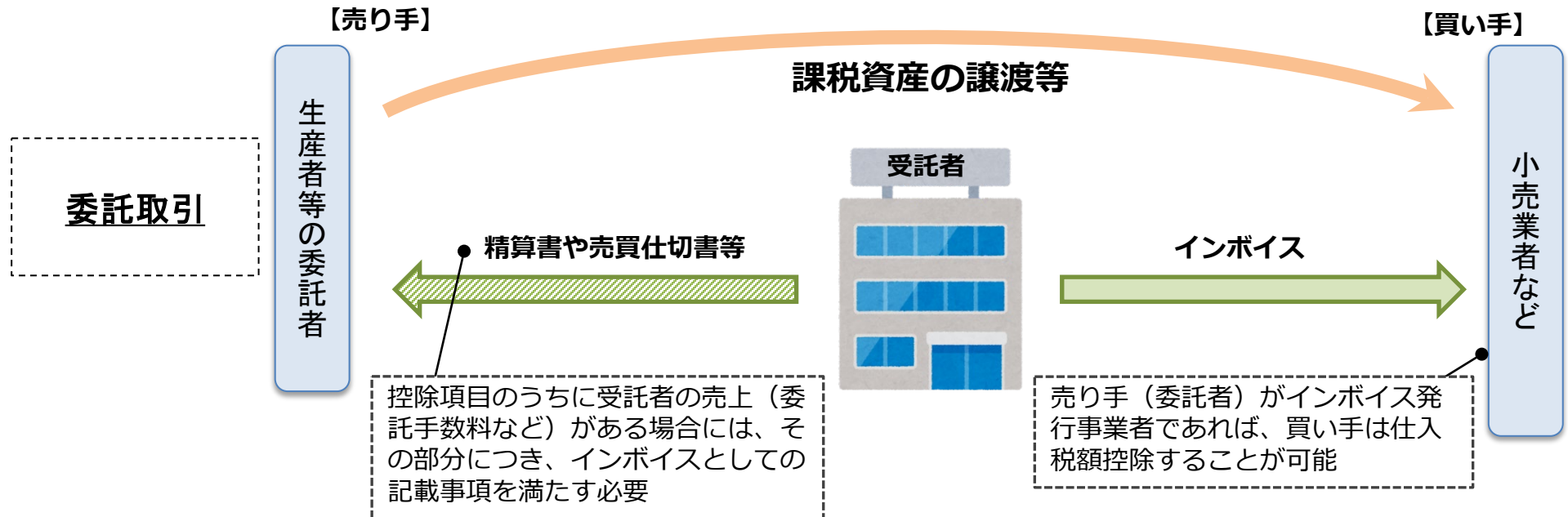
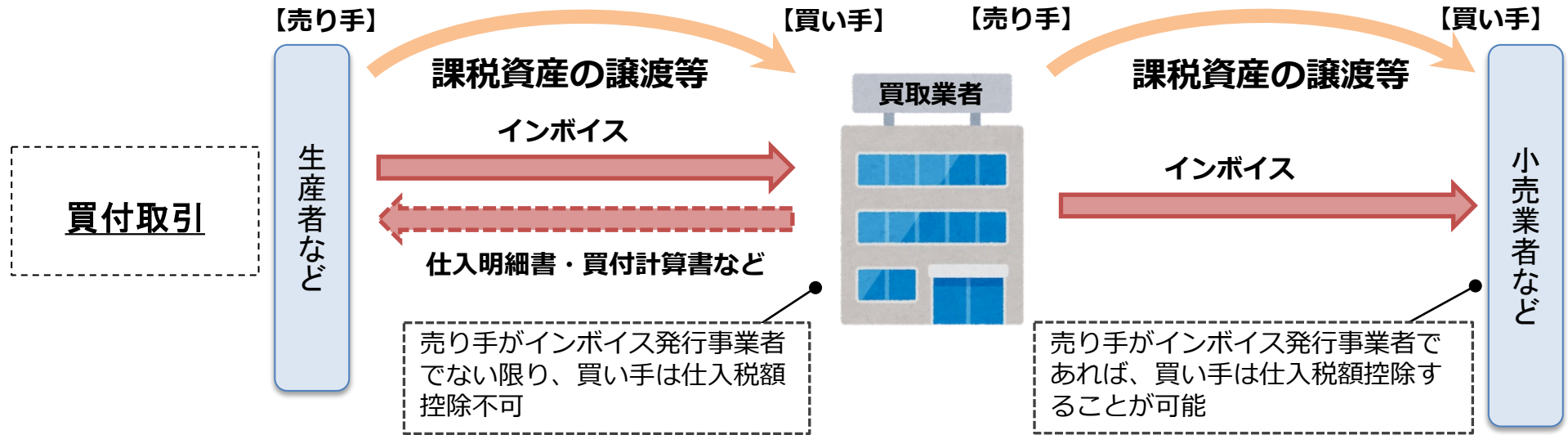
- 継続的に取引のある仕入先等から**受け取る請求書等**が、**インボイス対応しているか**を確認
- 必要に応じた**取引先への問い合わせ**
- 取引先等と**取引条件を交渉する社員**や**調達に関する社員・部門への周知**

## ● 売手としての準備・対応の一例

- **インボイス発行事業者となるか**検討・決定
- **自身が作成している書類** (請求書、納品書、レシート) を把握し**何をインボイスとするか**の検討
- どのように見直せば**インボイスとして記載事項を満たすか**を検討 (税率、税額、登録番号の記載や端数処理)
- インボイスの**交付及び保存方法**の検討 (電磁的記録、券売機、レジ、手書きなど)

委託取引などについて

# 買付取引と委託取引における書類のやりとり



# 適格請求書の交付方法について（「代理交付」と「媒介者交付」）

適格請求書は、売り手が買い手に対して交付するものであるが、委託販売などでは取引を媒介する者が、一定の要件の下、売り手に代わって適格請求書を交付することが可能。

## <代理交付>

委託者の取引に係る適格請求書について、受託者（代理人）が委託者（被代理人）の名称・登録番号を記載して交付する方法

- ✓ 委託者が適格請求書発行事業者であること
- ✓ 委託者が複数の場合、委託者ごと区分記載

請求書  
(株)〇〇〇 御中  
11月分

委託者の名称・登録番号を記載する必要  
→ 各委託者の取引を区分して記載

取引先名	取引日付	品名	税込金額
A社 (登録番号：T234…)	11/5	米 ※	8,000
	11/12	蛍光灯	3,000
	11/17	小麦粉 ※	500
	8%対象	8,500 (内消費税 630)	
	10%対象	3,000 (内消費税 273)	
B社 (登録番号：T345…)	11/18	紅茶 ※	4,000
	11/25	食器	10,000
	8%対象	4,000 (内消費税 296)	
	10%対象	10,000 (内消費税 909)	
合計	—		25,500

▲▲▲(株)  
消費税額の端数処理は、委託者ごとに税率ごとに一回

## <媒介者交付>

委託者の取引に係る適格請求書について、受託者（媒介者）が受託者の名称・登録番号を記載して交付する方法

- ✓ 委託者及び受託者双方が適格請求書発行事業者であること※
- ✓ 委託者が複数の場合、各委託者の取引の一括記載可

請求書  
(株)〇〇〇 御中  
11月分

各委託者の名称・登録番号の記載は不要  
受託者名義で各委託者の取引につき、一括してインボイスを交付することが可能

取引日付	品名	税込金額
11/5	米 ※	8,000
11/12	蛍光灯	3,000
11/17	小麦粉 ※	500
11/18	紅茶 ※	4,000
11/25	食器	10,000
合計	8%対象	12,500 (内消費税 926)
	10%対象	13,000 (内消費税1,182)

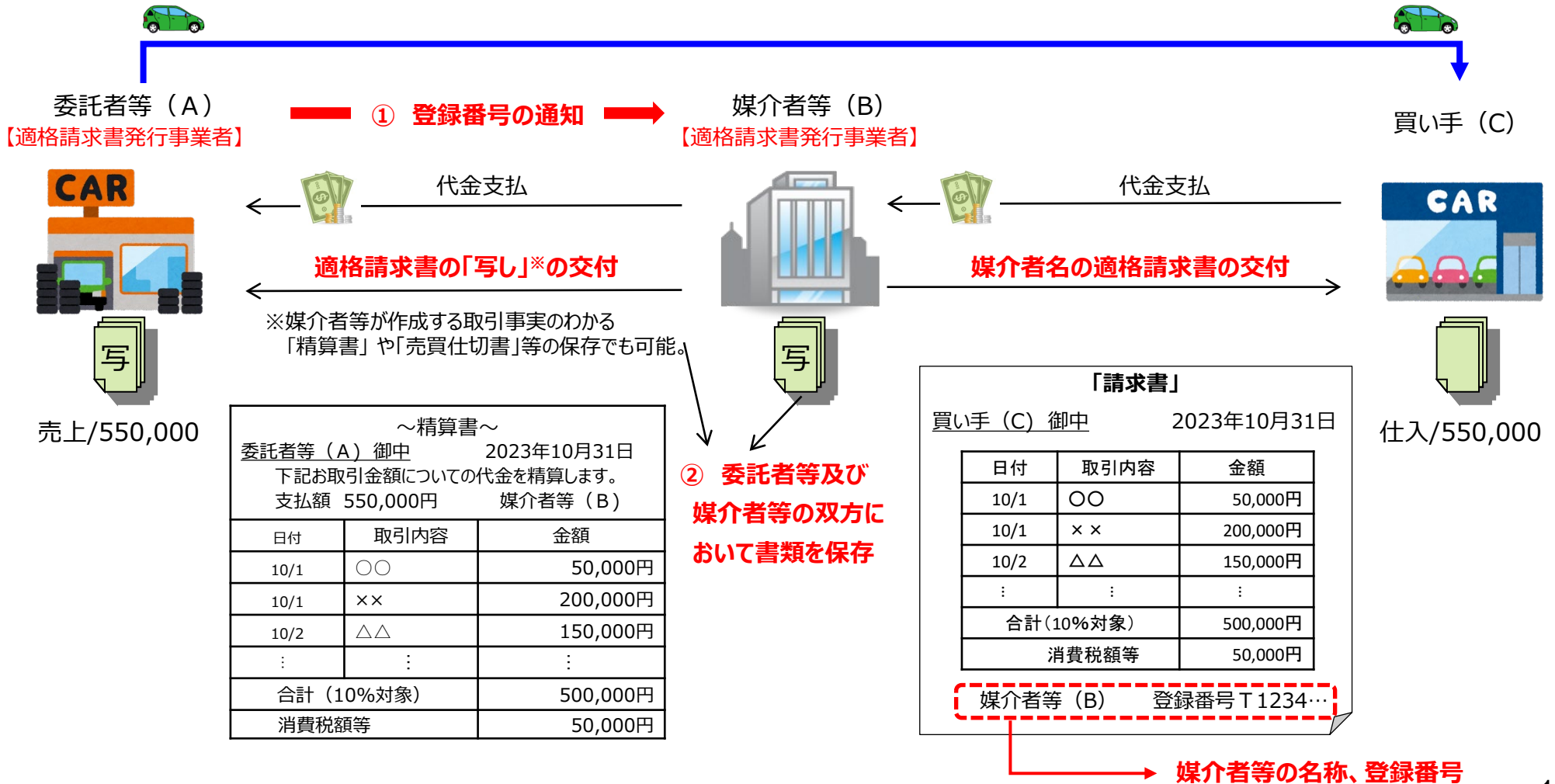
▲▲▲(株)  
登録番号 T123…

消費税額の端数処理は、各委託者の取引を一括して、税率ごとに行うことも認められる。



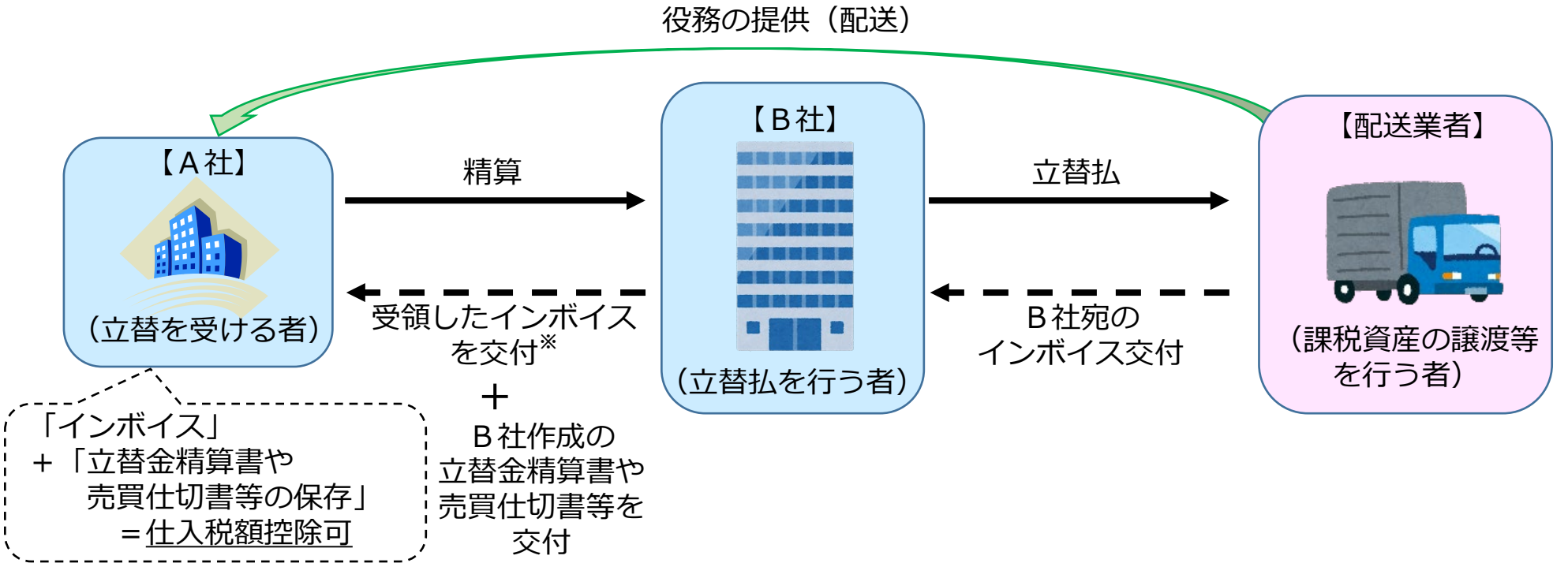
# 媒介者交付特例

○ 適格請求書発行事業者の行う課税資産の譲渡等のうち、媒介・取次業務を行う媒介者等（適格請求書発行事業者に限る。）を介して行うものについては、当該媒介者等の氏名・名称、登録番号を記載した適格請求書等の交付を可能とする特例。



# 経費等を立て替えた場合のインボイス対応について

- 例えば、A社の配送手数料をB社が立替払いするような場合には、役務の提供（配送）は配送業者からA社に対して行われているものであるため、原則としてA社が配送業者（仕入先）から交付されるインボイスを保存する必要があります。
- 他方、A社を含む複数社分の経費を一括してB社が立替払している場合など、配送業者から交付されるインボイスにB社の名称が記載されている場合も考えられる。
- このような場合には、B社からA社に対して立替金精算書や売買仕切書等を交付することにより、配送業者からの課税仕入れがA社に対するものであることを明らかにし、そのインボイスと立替金精算書や売買仕切書等の両方をA社が保存することで、その課税仕入れにつき、仕入税額控除が可能となる（インボイス通達4-2）。



※ 立替を受ける者が複数いる場合などはコピーを交付することとなる。その際、インボイスのコピーが大量となる等の事情により、交付することが困難なときは、B社でインボイスを保存及び一定の事項（課税仕入れの相手方の登録番号等）を記載した立替金精算書や売買仕切書等をA社に交付することで、A社は立替金精算書や売買仕切書等のみの保存をもって仕入税額控除が可能（コピーの交付不要）。

# 売買仕切書の「インボイス」対応について

受託者→委託者

- 前提として、売買仕切書（受託者→委託者）については、その記載事項につき、法令上の定めはない。
- その上で、売買仕切書に求められるのは、売り手である委託者が、適正に区分経理を行い、申告納税が可能な程度の事項が記載されていることとなる。
- インボイス制度実施後（2023年10月～）、「委託手数料」については、受託者にとって「売上」であることから、当該金額につき、売買仕切書をインボイスとするのであれば、記載事項を満たす必要がある。
- 「控除金額」（立替金と仮定）については、原則として、立替払先のインボイスを委託者に交付する必要があるが、受託者が立替払先のインボイスを保存している場合には、売買仕切書に委託者ごとの負担額等を記載することでも対応可能。

## 現在使用されている売買仕切書（記載例）

売買仕切書					〇年〇月〇日
委託者 ○〇様					
品名(種)	階級	数量	単価	金額	
※	キャベツ	2L	10	1,000	10,000
※	キャベツ	L	30	1,000	30,000
※	キャベツ	M	10	1,000	10,000
注)※印は軽減税率(8%)適用商品		数量合計	税抜き計	50,000	
		8%に相当する額		4,000	
		合計(税込)		54,000	
		委託手数料(税込)		4,675	
〇〇卸売市場(株)		控除金額	運賃	1,100	
			控除1		
			控除2		
		差引仕切金額		48,225	

## インボイス制度対応の記載例

売買仕切書						〇年〇月〇日
委託者 ○〇様						
-	品名(種)	階級	数量	単価	金額	
※	キャベツ	2L	10	1,000	10,000	
※	キャベツ	L	30	1,000	30,000	
※	キャベツ	M	10	1,000	10,000	
注)※印は軽減税率(8%)適用商品			合計	50	税抜き計(8%対象)	50,000
					8%に相当する額(消費税額)	4,000
					10%に相当する額(消費税額)	0
					合計(税込)	54,000
			委託手数料(税抜)		10%対象	4,250
			消費税額(10%)		×10/100	425
			合計		税込	4,675
控除金額				10%対象	①運賃	1,000
					①'①消費税	100
控除金額				0%対象	②控除	0
					②'②消費税	0
控除金額合計				①+②		1,000
消費税額合計				①'+②'		100
差引仕切金額						48,225

〇〇卸売市場(株)  
登録番号:T123456...

委託手数料は、受託者の登録番号を記載することでインボイス対応

控除金額を、売買仕切書に委託者ごとの負担額等を記載して対応する場合、控除金額部分の消費税額を記載していれば、仕入税額を積上計算することも可能